

事業所名 グループホーム雅

運営推進会議開催報告書

開催予定日時 令和2年11月20日(金)14時～ ※コロナウイルス感染予防のため、照会依頼にて参加予定者から意見を聞き取りする。	
参加者(照会依頼含む)	議題
利用者 0名	① 利用者様状況報告
利用者家族 1名	② 行事報告
地域住民の代表者 2名	③ 身体拘束適正化検討委員会
市職員 1名	④ 質疑応答
地域包括支援センター職員 1名	⑤ 次回開催予定日
事業所 4名	
会議録	
<p>① 利用者様状況報告</p> <p>男性1名、女性6名の計7名様が入居しています。</p> <p>最年長：女性89歳 最年少：女性80歳</p> <p>平均年齢 85.4歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月16日に77歳、要介護4の女性が入居予定です。 <p>※12月1日 追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・77歳、介護度4、女性御利用者11月16日に入居されました。 ・79歳、介護度3、男性御利用者11月28日に入居されました。 <p>要介護度</p> <p>要支援 2…0名 要介護 1…0名 要介護 2…5名 要介護 3…0名 要介護 4…2名 要介護 5…0名</p> <p>平均要介護度 2.5</p> <p>※12月1日、追記</p> <p>2名様が入居され、平均介護度が2.7に変わりました。</p>	

② 行事報告

10月1日…芋堀

雅の敷地で育てたさつまいもを御利用者様と掘りました。大小合わせて30本ぐらい取れました。

10月23日…ご利用者1名の誕生日会

スタッフ手作りの抹茶ケーキとメッセージ入り色紙、御利用者皆様の歌でお祝いいたしました。

11月12日…焼き芋

炭で火を起こし、焼き芋を行いました。昼食にお好み焼きなども提供いたしました。御利用者様にも、さつまいもに新聞とアルミホイルを巻いて頂き、準備から参加して頂きました。

予定行事

12月、クリスマス会

1月、初詣

③ 第16回 身体拘束適正化検討委員会

…緊急やむを得ない場合の対応はどうか

介護保険指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

(参考)介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行動を行ってはならない。」

1. 3つの要件をすべて満たすことが必要

「切迫性」

利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

「非代替性」

身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

「一時性」

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

2. 手続きの方法について

仮に3つの条件を満たす場合にも、以下の点に留意して、慎重に行わなければならない。

(1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、個人(又は複数名)では行わず、施設全体として判断する。施設内の「身体拘束適正化検討委員会」において、事前に手続き等を定め、関係者が広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

(2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

3. 身体拘束に関する記録の義務

(1) 緊急時やむを得ず身体拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(参考)介護保険指定基準に関する通知

「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。」

(2) 具体的な記録は、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いる。

日々の心身の状態等を観察し、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加え、ケアマネやスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を提供、開示する。この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は、施設において保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

4. まとめ

身体拘束は、認知症の進行、悪化にも繋がります。

当施設では、身体拘束を行わなくても穏やかな生活を送って頂けるよう、引き続き認知症ケアで対応していきたいと思っております。

④ 質疑応答、ご意見等(文書によりご意見、質問等を確認)

○感染予防対策の状況について新型コロナウイルスに加え、インフルエンザの流行期になってくると思いますが、入居者様や職員の皆様の健康管理や感染予防対策について、日々の生活の中でどのようにしているか、また特に配慮している事等あれば教えていただきたいです。(瀬戸市役所高齢者福祉課様)

⇒職員及び御利用者様共に、手洗い、うがい、消毒、インフルエンザ予防接種を受ける等の基本的な事を継続しております。毎年この時期には、御利用者様と共に行う外出を控え、施設内で過ごして頂いたり、環境面では、加湿、換気に努めております。体調不良の御利用者様には、居室対応を行い、直ぐに主治医へ連絡して指示をもらうようにしております。また、コロナウイルス感染予防のための施設訪問の制限は、現在も継続して行っております。

○面会制限のある中でオンライン活用の例などがあるかと思われませんが、どのような工夫をされていますか？

新型コロナウイルスの収束の目途は立たず、第三波も押し寄せています。今一度感染対策の徹底を図り、我々職員も健康にさらに留意していきたいと思っております。今後もよろしく願い致します。(水野地域包括支援センター様)

⇒現在、当施設では、面会制限を一部解除し、直接面会して頂くことが可能となっております。面会希望のご家族様等には、必ずマスクを着用して、2名様まで。玄関で消毒、検温を行い37℃以上は面会禁止とさせて頂いております。その他、15歳以下のお子様(症状が無くても感染している場合がある為)、咳や喉の痛み等の症状がある方にも面会禁止をお願いしております。尚、面会時間は15分まで、居室ですて頂き、面会時の飲食はお断りさせて頂いております。この条件を満たすことで面会可能とさせて頂いております。

⑤ 次回開催予定日

2021年1月15日(金) 14:00～